



平成 30 年 3 月 30 日

各 位

会社名 エルナー株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 山崎真哉
(コード番号 6972 東証第2部)
問合せ先 取締役上席執行役員経理部長 安藤正直
(TEL 045-470-7252)

債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ

当社は、本日、有価証券報告書を提出し、平成 29 年 12 月期において、債務超過となったことから、株式会社東京証券取引所の本日の発表のとおり、有価証券上場規定第 601 条第 1 項第 5 号本文の規定に基づき、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書(自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)

2. 債務超過に至った経緯

当社は当連結会計年度において、プリント配線板事業の合弁事業化を目的とした連結子会社の異動を伴うグループ内の組織再編に係る特別損失を1,188百万円計上いたしました。

また、当社グループは独占禁止法違反の疑いがあるとして調査を受けており、シンガポールにおける制裁金の決定額及び弁護士費用を含めた独占禁止法関連損失を特別損失に399百万円計上いたしました。

これらの事情により、平成29年12月期連結会計年度において親会社株式に帰属する当期純損失を2,410百万円計上した結果、当連結会計年度末純資産が906百万円の債務超過となりました。

3. 猶予期間

平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日

4. 今後の見通し

当社は、平成 30 年 2 月 26 日開催の取締役会において、第三者割当による総額 50 億円の新株式発行(以下、「本第三者割当増資」という。)の決議を行い、同日に新株式割当予定先である太陽誘電株式会社との間で、資本業務提携契約を締結し、平成 30 年 3 月 29 日開催の定時株主総会において第三者割当増資が承認可決されました(払込期間平成 30 年 4 月 3 日～平成 30 年 4 月 9 日)。

払込期間に払い込みが完了すると、債務超過の解消が見込まれます。今後、組織再編と太陽誘電株式会社との資本業務提携により、事業拡大・財務体質改善を進め企業価値の拡大を図ってまいります。

以上